

教育等の環境整備に関する方針

藤田医科大学は、建学の理念のもと、教育等の環境整備に関する方針を次のとおり定め、その整備の適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に努める。

1. 校地・校舎・施設・設備

- 1) 学生の学修および教職員の教育活動を適切に実施するために、必要な校地、校舎を配備するとともに、施設・設備の維持管理ならびに安全性、利便性および衛生面に配慮した環境の整備に努める。
- 2) 多様な利用者に配慮した環境の整備に努める。
- 3) 学生、教職員の改善ニーズを踏まえ、質の高い教育活動が推進されるよう、中長期的な計画の策定、その実施、見直しに努める。

2. 図書館・学術情報サービス

- 1) 最新の学術情報へのアクセス・利便性を改善して提供するために、電子ジャーナル・電子ブック等の電子情報の収集を促進する。
- 2) 世界中の学術情報資源を活用できるよう、医学およびその関連分野のデータベースや各種情報サービスの拡充を図るとともに、図書館間相互貸借サービスを提供する。
- 3) サービスを利用者が十分に利用できるようにするために、専門スタッフによる学術情報サービスの提供や利用方法案内などの支援体制を構築する。

3. 情報環境整備

- 1) 学生の学修および教職員の教育活動が多様に展開できるように、学内ネットワーク環境およびICT機器、情報セキュリティを担保する機器・ソフトウェアを整備し、その活用を促進する。
- 2) 学生および教職員への情報倫理の周知に取り組む。